

鳥獣被害防止総合対策交付金の予算拡充について

四 国 部 会 提 出

近年、全国的に農山村地域における野生鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻になっており、中山間地域を多く抱える高知県でも農業被害報告額が令和3年度は約9,600万円、令和4年度は約8,900万円、令和5年度は約1億1,600万円と高い水準で推移し、うちイノシシによる被害額が令和3年度、令和4年度は約4,000万円、令和5年度は約6,300万円と最も多くなっている。

土佐市においても例年イノシシによる農業被害報告が最も多く、鳥獣被害防止計画に基づく緊急捕獲として令和6年度は4月1日から12月31日までに777頭の捕獲があり、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して狩猟者に捕獲報償費を支給しているが、交付金の要望額に対して当初予算の配分額が少なく、配分額を上回る捕獲報償費は国の補正予算を待っての支給となることから狩猟者の意欲衰退につながり、さらなる農作物被害の増大が危惧される。

農業被害を防止するための鳥獣捕獲は、農業の生産基盤である農地を守ることに直結し、農業者が安心して農業生産に従事することができる環境整備は遊休農地の解消や食料自給率の向上に欠かすことができないため、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算拡充を要望する。